第十四条第三号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、「及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四　一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

五　合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人及び当該事業の全部を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

第十四条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第四十二条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十四条を第六十条とする。

第十三条の見出し中「事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条中「第十条第一項」を「第四十二条第一項」に、「様式第八」を「様式第三十八」に、「次の書類」を「次の各号に掲げる書類」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条第三号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「及び供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面」を削り、同条第八号を削り、同条第七号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「譲受人」を「譲受人」に、「様式第三十二」を「様式第三十二」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の五号を加える。

十　主たる技術者の履歴書

十一　様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

十二　譲受人が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十三　譲受人が一般ガス導管事業者以外の者であつて、法人である場合にあつては、当該譲受人の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十四　譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあつては、当該譲渡人又は譲受人の議渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

第十三条第六号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「譲渡し人」を「譲渡人」に、「譲受け人」を「譲受人」に、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同号を同条第五号の次に次の二号を加える。

六　一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡人及び譲受人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

七　一般ガス導管事業の全部を譲渡する場合にあつては、譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

第十三条を第五十九条とする。

第十二条を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条　法第四十一条第一項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書に次に掲げる書類（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス工作物等の変更の届出）

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

2　法第四十一条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第三十七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　法第四十一条第二項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書を提出しなければならない。

第十一条を第五十八条とする。

第十条の見出し中「重要」を「ガス工作物の重要」に改め、同条中「第九条第一項」を「第四十一条第一項」に、「次のとおり」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条第一号中「特定ガス発生設備」を削り、「一般ガス事業者が」を「一般ガス導管事業者が」に、「一般ガス事業の用に供するために他の者」を「一般ガス導管事業の用に供するために他の者」に、「ガス事業者に」に、「他の一般ガス事業者」を「他のガス事業者」に、「一般ガス事業の用に供するために一時的」を「ガス事業の用に供するために一時的」に、「一般ガス事業者の一般ガス事業」を「一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第十条を第五十七条とする。

第九条を次のように改める。

（供給区域の増加に伴う事業開始の届出）

第九条　第五十四条の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十九条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

第九条を第五十六条とする。

第八条の見出し中「供給区域等」を「供給区域」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第四十条第一項」に、「並びに供給地点及びその数」を削り、「様式第五」を「様式第三十五」に、「供給区域等変更許可申請書」を「供給区域変更許可申請書」に、「次の書類」を「次の各号に掲げる書類」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に、「場合には」を「場合にあつては」に改め、同項第二号中「及び増加し、又は減少する供給地点に係る供給地点群ごとに増加し、又は減少する供給地点の位置を記載した図面」を削り、同項第三号中「及び供給地点」及び「及び供給の計画並びに供給地点群ごとに、増加する供給地点に対しガスの供給を開始する日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第四号中「及び供給地点」を削り、「第六条第二項第四号ホ」を「第五十三条第二項第四号ニ」に改め、同項第五号中「及び供給地点」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に、「様式第二」を「様式第三十一」に改め、同項第六号中「及び供給地点」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第七号中「及び供給地点」を削り、「場合は」を「場合にあつては」に、「区域及び供給地点」を「供給区域」に、「様式第三」を「様式第三十二」に改め、同項第八号中「他」を「他の者」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

第八条第一項第十号中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第六条第二項第十四号」を「第五十三条第二項第十五号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　経済産業大臣は、法第四十条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第八条を第五十五条とする。